

貸与奨学金

学業要件（2024年度末までの学業成績が適用）

大学	1年次生	2年次生	3年次生	4年次生
第一種 学業基準※1	<p>①・②のいずれかに該当すること。</p> <p>① 高校 2,3 年生の評定平均 3.5 以上であること。</p> <p>② 高等学校卒業程度認定試験の合格者で①に準ずるもの</p>	32 単位	68 単位	100 単位
第二種 学業基準	<p>特になし</p> <p>(第一種との併用を希望の場合は第一種の基準を満たすこと)</p>	28 単位	54 単位	84 単位
家計基準 (第一種・第二種共通)	マイナンバーの提出により 2023 年 1 月～12 月の世帯収入で判定			

短大	1年次生	2年次生
第一種 学業基準※1	<p>①・②・のいずれかに該当すること。</p> <p>① 高校 2,3 年生の評定平均 3.5 以上であること。</p> <p>② 高等学校卒業程度認定試験の合格者で①に準ずるもの</p>	<p>42 単位</p> <p>上記に加え、席次（※2）が学部の上位 1/3 以内であること。</p>
第二種 学業基準	<p>特になし</p> <p>(第一種との併用を希望の場合は第一種の基準を満たすこと)</p>	32 単位
家計基準 (第一種・第二種共通)	マイナンバーの提出により 2023 年 1 月～12 月の世帯収入で判定	

※1 生計維持者の貸与額算定基準額が 0 円であったり、学生本人が社会的養護を必要とする者である場合、学業基準を満たさないとしても出願可能な場合があります

<1年次生> 次のア又はイのいずれかに該当する者。

ア. 入学者選抜試験の成績が入学者の上位 1/2 の範囲に属すること。

イ. 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること。

<2年次以上> 次のア又はイのいずれかに該当する者。

ア. GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位 1/2 の範囲に属すること。

イ. 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること。

※採用基準となる GPA、修得単位数はともに「入学時から前年度（前学年）末までの累積」によって判定されます。

詳しくは「2025 年度 在学者用 貸与奨学金案内」をご確認ください。

※2 席次・GPA（平均成績）については学生課にてご確認ください。

〔注意〕 給付奨学金又は高等教育の修学支援新制度による授業料減免を受けている人が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分等に応じて第一種奨学金の貸与月額が調整されます。